

「消防団応援の店」を募集しています

町では、約450名の町消防団員を応援する「消防団応援の店」の登録事業者を募集しています。

登録事業者には登録証を交付します。町では、約450名の町消防団員が、昼夜問わず地域のために活動しています。町では、そんな団員を応援する「消防団応援の店」の登録事業者を募集しています。

■町では消防団員を応援する店舗を募集しています

本町では、約450名の町消防団員が、昼夜問わず地域のために活動しています。町では、そんな団員を応援する「消防団応援の店」の登録事業者を募集しています。

▼「消防団応援の店」とは

「消防団応援の店」登録のお店や事業所が、消防団員証を提示した団員やその家族などに対し、料金割引などのサービスを提供していただくことで、町消防団員を応援しようという取り組みです。

町では、登録したお店や事業所の積極的な利用を約450名の団員に促し、地元企業を支援します。

▼登録方法

登録申込書に必要な事項をご記入の上、町総務課消防係までご提出ください。なお、申込書は町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

▼「応援の店」登録証

「応援の店」登録事業者には、「甲佐町消防団応援の店」登録証を交付します。町では、そんな団員を応援する「消防団応援の店」の登録事業者を募集しています。

▼サービスの対象者と確認方法

「応援の店」登録事業者は、消防団員およびその家族などの範囲内でサービス対象者を設定できます。

対象者が登録店舗でサービスを利用する場合、町消防団が発行する消防団員証を提示します。

▼お問い合わせ先

町総務課

096-234-1140

(内線241)



▲登録店舗でのサービス利用には、消防団員証の提示が必要です。

「消防団応援の店」登録店舗とサービス内容をご紹介します

緑石堂

- ・かすり10〜30割引
- ・印かん、文具10割引
- ・優勝旗札などの筆耕料50割引



096-234-0776

香山飯店

- ・餃子1皿無料
- ・ライス大盛無料



096-234-0566

池田製菓舗

- ・税込500円以上お買い上げの方に商品1個サービス



096-234-0118

登録事業者には「消防団応援の店」認定証を交付します



後期高齢者医療制度の 被保険者証の変更や保険料などについて

■8月1日から被保険者証などが変わります

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」（黄色）の有効期限は、7月31日（水）です。

8月1日（木）から使用できる新しい被保険者証（オレンジ色）を、7月中旬に簡易書留にて郵送します。

現在の被保険者証は、8月1日（木）以降に処分していただくか、町住民生活課まで返却してください。

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」も、7月31日（水）が有効期限です。

8月1日（木）以降も引き続き該当される人には、被保険者証に同封してお送りします。

■令和元年（平成31年）度の保険料額が決定

令和元年（平成31年）度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により賦課されます。均等割額（47,900円）と所得割額（基礎控除後の所得額の9・26割）を合計した金額で、年額62万円が上限額です。

■保険料の軽減について

所得の低い人については、保険料の均等割額が軽減される場合があります。

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が次の要件を満たす場合は、各割合の均等割の軽減を受けることができます。

- ・ 33万円以下
- ・ 5割軽減

- ・ 33万円以下で世帯の被保険者全員の各種所得がない
- ・ 8割軽減

- ・ 33万円+28万円×（被保険者数）以下
- ・ 5割軽減

- ・ 33万円+51万円×（被保険者数）以下
- ・ 2割軽減

また、後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

被保険者またはその世帯主が災害などに遭われた場合は、保険料の減免を受ける事ができますのでお尋ねください。

■決定通知書の送付について

7月中旬に、被保険者の皆さんに「令和元年（平成31年）度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。1人ひとりの保険料額やその計算方法、徴収方法などを記載しておりますので、ご確認ください。

決定通知書でお知らせした保険料の徴収は、7月から始まります。徴収方法は個人によって異なりますが、特別徴収（年金からの差し引き）または、普通徴収（納付書での支払い、または口座振替）のどちらかになります。決定通知書に徴収方法を記載しておりますので、期日までの納付をお願いします。

町住民生活課

お問い合わせ先

096・234・1113

■医療費の自己負担限度額（月額）

負担割合	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事代
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
3割	現役並み所得者Ⅲ （住民税課税所得690万以上の方）	252,600円+（総医療費-842,000円）×1割 <4回目以降 140,100円>※1		460円 指定難病患者の方などは260円の場合もあります
	現役並み所得者Ⅱ （住民税課税所得380万以上の方）	167,400円+（総医療費-558,000円）×1割 <4回目以降 93,000円>※1		
	現役並み所得者Ⅰ （住民税課税所得145万以上の方）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1割 <4回目以降 44,400円>※1		
1割	一般	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 4回目以降44,400円※1	過去12カ月で90日までの入院 210円
	区分Ⅱ※2	8,000円	24,600円	過去12カ月で91日目からの入院 160円※4
	区分Ⅰ※3	8,000円	15,000円	100円

※1 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。

※2 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）

※3 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除〔（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方〕

※4 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。